

第2章 高齢者保健福祉施策

第1節 健康づくり環境の創出

1 健康づくりの推進

健康づくりの主役は市民であり、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」を基本とし、生涯を通じた健康づくりに自らが主体的に取り組むことが求められます。

このため、本市では、光市健康増進計画「光すこやか21」に基づき、基本目標「光る笑顔・元気いっぱい・和気あいあい」の実現を目指して、健康づくりの源となる「食事」「心の健康」「運動」を中心とした健康づくりの推進に力を入れていきます。

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが主体的に取り組み実践する健康づくりを基盤に、家庭・地域・関係団体・学校・職域・行政などが一体となって、共創・協働の取り組みを推進しつつ、高齢期の健康的な生活の実現を目指します。

併せて、地域支援事業の介護予防で行う健康づくり活動、健康増進事業の介護予防で行う健康づくり活動、高齢者の生きがい対策としての活動などを総合的に展開することにより、それぞれが有機的に連携を持ち、個々の高齢者の特質にあった健康づくりを推進します。

2 保健事業の充実

健康づくりを推進するため、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「訪問指導」を実施し、市民の健康に対する意識の向上を図ります。

また、健康で豊かな生活を維持できるよう「各種がん検診」「結核検診」「骨粗鬆症検診」「肝炎ウイルス検診」「生活習慣病予防健康診査」を実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ります。

なお、がん検診は、がんの早期発見・早期治療を図るため「肺がん検診」「胃がん検診」「大腸がん検診」「子宮がん検診」「乳がん検診」を実施しています。

いずれの検診も、その重要性についての啓発活動と受診しやすい体制の整備に努めることで、受診率向上を図り市民の健康の保持・増進を目指します。

また、歯科医師会の協力のもと、生涯を通じた歯の健康づくりに向けて、^{はちまるにいまる}8020運動を推進し、口腔機能の維持、向上を図り、健康的で豊かな生活を実践するための歯の健康づくりを支援します。

(1) 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症検診は、40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象として実施し、骨粗鬆症の早期発見・早期治療・予防の啓発を図り、転倒骨折などで要介護状態となることを予防します。

現状・課題

受診者は、平成23年度は221人と計画を下回って推移しています。
検診の重要性についての啓発活動に努め、受診者数の増加を図ることが必要です。

骨粗鬆症検診の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
骨 粗 鬆 症 検 診	第 4 期 計 画 値	270	320	370
	実 績	193	176	221
	対 計 画 比	71.5 %	55.0 %	59.7 %

計 画

検診の重要性について啓発強化を図り、受診者の増加を目指します。また、健康教育、健康相談事業等との連携により、骨粗鬆症予防に向けた正しい知識の普及・啓発に努めます。

骨粗鬆症検診の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
骨 粗 鬆 症 検 診	200	210	220

(2) 歯周疾患検診

歯周疾患検診は、40・50・60・70歳を対象として実施しており、歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、口腔衛生に関する正しい知識の普及を行うことにより、壮年期からの歯の健康についての認識と自覚の高揚を図るものです。

現状・課題

平成20年度より、「ふしめ健診」を廃止し単独実施としたことで、受診者が減少したことから、平成22年度より医療機関委託の個別検診を実施し、受診者は増加傾向となっています。

歯周疾患検診の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
歯 周 疾 患 検 診	第4期計画値	60	90	120
	実 績	4	112	147
	対 計 画 比	6.7%	124.4%	122.5%

計 画

歯の健康づくりの重要性の啓発により、今後も受診者の増加を図るとともに、口腔機能の向上事業や歯の健康相談等の歯科保健事業との連携を図りながら8020運動のより一層の推進を図ります。

歯周疾患検診の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度		24	25	26
歯 周 疾 患 検 診		180	190	200

3 食育の推進

本市では、全ての市民が食を通して生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを目指して光市食育推進計画「光ぱくぱく食^{しよくいく}19」を策定し、食を通して健康づくりの推進に努めます。

食を基盤とした心と身体健康づくりを推進することを目的として、ライフステージに応じた食や健康に関する講座や教室により、食に関する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、高齢者や男性を対象にした「料理教室」を開催し、高齢者の食の自立に向けた支援を進めます。

食育とは、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、全ての世代を通して、皆が食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

第2節 高齢者の生活支援関連事業の推進

1 高齢者生活支援施策等

高齢者の地域における生活を支えていくため、介護保険サービスのみならず、高齢者の状況に即した生活支援サービスを展開します。

(1) 寝具乾燥消毒サービス事業

在宅寝たきりの高齢者や重度障害者のいる世帯等で、老衰、障害疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対して寝具類の乾燥・消毒を行っています。感染症予防など衛生上の改善が図れるため対象者の疾病防止に効果が高いサービスです。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値200人／年に対し161人／年、平成23年度では計画値200人／年に対し132人／年と計画値を下回りました。

対象者が少ないためニーズが高いとは言えませんが、在宅要援護高齢者の生活衛生の確保等一定の役割を果たしており、事業の有効性は重要であると考えられます。

寝具乾燥消毒サービス事業の実績

(単位：延人数／年)

区分／年度		21	22	23
寝具乾燥消毒サービス	第4期計画値	200	200	200
	実績	161	143	132
	対計画比	80.5%	71.5%	66.6%

計画

今後利用者数の推移等を検証しながら、他市の実施状況も踏まえ、一部費用負担も視野に入れ、効果的な事業のあり方について検討を進めます。

寝具乾燥消毒サービス事業の見込み

(単位：延人数／年)

区分／年度		24	25	26
寝具乾燥消毒サービス		200	200	200

(2) 在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業

在宅の寝たきり高齢者に対し、利用するリフト付きタクシー料金の一部を助成することにより、外出等の日常生活の利便性の向上や生活圏の拡大を図り、社会参加の促進を目指す事業です。

現状・課題

平成21年度及び23年度に1人ずつの利用がありましたが、寝たきり高齢者の移動手段は、介護保険サービスや障害者福祉サービスの中で確保されることが多く、これらのサービスとは併用できないこと等により、利用実績は低調となっています。

在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
リフト付きタクシー 助成事業	第4期計画値	2	3	3
	実績	1	0	1
	対計画比	50.0%	0.0%	33.3%

計画

一般の交通機関を利用することが困難な方の外出支援として、引き続き利用普及に努めます。
また、民間事業者による地域での移送サービスの整備状況や利用実態等を調査し、今後の方向性について検討を行います。

在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業の見込み (単位：実人数、延利用件数／年)

区分／年度		24	25	26
リフト付きタクシー 助成事業	実人数	2	2	3
	延利用件数	4	4	6

（３）牛島憩いの家デイサービス事業

牛島の在宅要援護高齢者等に対し、通所による介護サービスを提供することにより、自立した生活の援助、心身機能の向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

現状・課題

牛島憩いの家デイサービスの利用実績（合計）は、平成21年度で計画値1,400人／年に対し利用実績1,472人／年、平成23年度では計画値1,400人／年に対し利用見込み1,375人／年とほぼ計画値どおりに推移していますが、人口の減少とともに高齢化が進んでおり、デイサービス利用者の固定化や活動の低迷が課題となっています。

牛島憩いの家デイサービス事業の実績

（単位：延人数／年）

区分／年度		21	22	23
牛島憩いの家 デイサービス事業	第4期計画値	1,400	1,400	1,400
	実績	1,472	1,422	1,375
	対計画比	105.1%	101.6%	98.2%

計画

離島地域において、介護予防機能を提供する施設として設置していますが、今後も、サービスの安定的な提供に努めます。

また、今後の高齢化を展望する中で、高齢者ニーズ等の実態把握に努め、保健・医療・福祉など総合的な視点から、事業内容や運営手法についても、検討を進めます。

牛島憩いの家デイサービス事業の見込み

（単位：延人数／年）

区分／年度	24	25	26
牛島憩いの家デイサービス事業	1,375	1,375	1,375

(4) 生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を図ることを目的としたサービスです。

現 状 ・ 課 題

利用実績は、平成21年度で計画値5人／年に対し5人／年、平成23年度では計画値4人／年に対し2人／年と毎年減少しています。

これは、近年、生活環境等の状態から、基本的な生活習慣が欠如したり対人関係が成立しにくい等、社会適応が困難となるケースが増えており、より利用者に密着し、日常生活に関する指導や支援を施す地域支援事業（生活管理指導員派遣事業）への移行を図っていることによるものです。

生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）の実績

（単位：実人数／年）

区分／年度		21	22	23
生活支援訪問サービス事業 （軽度生活支援事業）	第4期計画値	5	4	4
	実 績	5	3	2
	対 計 画 比	100.0 %	75.0 %	50 %

計 画

今後も利用者の生活環境や身体機能の状況に留意しながら、基本的な生活習慣の習得を目指し、要介護状態への予防に資する地域支援事業（生活管理指導員派遣事業）への転換を進めます。

生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）の見込み

（単位：実人数／年）

区分／年度	24	25	26
生活支援訪問サービス事業 （軽度生活支援事業）	1	1	1

(5) 訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容院に出向くことが困難な高齢者等の居宅へ訪問し理美容のサービスを提供します。

実績・課題

利用実績は、平成21年度で計画値20人／年に対し7人／年、平成23年度で計画値30人／年に対し8人／年と計画値を下回っています。

理美容サービスにより、清潔で快適な生活の継続を図るとともに、QOL（生活の質）の向上のみならず、失われた社会性の回復を図るうえで、有効適切なサービスです。

利用者が希望する馴染みの店舗での利用ができること、また、希望する施術が受けられることなどから、継続的な利用が見込まれます。しかし、新規の利用者が少ないことから、家族や関係機関等に対しての利用促進が必要となっています。

訪問理美容サービス事業の実績

(単位：人、回／年)

区分／年度		21	22	23
訪問理美容サービス事業 (実人数)	第4期計画値	20	25	30
	実績	7	9	8
	対計画比	35.0%	36.0%	26.7%
訪問理美容サービス事業 (延利用回数)	第4期計画値	80	95	110
	実績	17	21	25
	対計画比	21.3%	22.1%	22.7%

計画

サービス見込み量は、要介護4・5認定者の居宅サービス受給者数の推計と疾病等での利用者を加味して算出しています。延べ利用回数については、実人数から1回／4か月程度の利用を見込みます。

家族や介護支援専門員（ケアマネジャー）等に事業のPRを図るとともに、理美容サービスの意義・効果についての理解を深め、より利用し易いサービスの提供ができるように努めます。

訪問理美容サービス事業の見込み

(単位：人、回／年)

区分／年度		24	25	26
訪問理美容サービス事業	実人数	11	10	10
	延利用回数	33	30	30

(6) 日常生活用具給付サービス事業

概ね 65 歳以上の要援護及びひとり暮らし高齢者に対し、火災報知機や電磁調理器の日常生活用具を給付することにより、高齢者の在宅生活の援助を行うサービスです。

現状・課題

利用実績は、平成 22 年度に 1 人 / 年と利用が低迷していますが、火の始末に不安のある在宅高齢者に、火を使用しない電磁調理器や火災を予防する自動消火器等の給付は、安心して在宅生活を継続するために重要であることから、必要とする対象者への適切な利用促進が求められています。

日常生活用具給付サービス事業の実績

(単位：実人数 / 年)

区分／年度		21	22	23
日常生活用具給付サービス	第 4 期 計 画 値	5	5	5
	実 績	0	1	0
	対 計 画 比	0.0 %	20.0 %	0.0 %

計 画

認知症又は寝たきり等の高齢者の在宅での日常生活上の便宜を図る上では重要な事業であることから、必要なサービスが、必要な方に届くように、ケアマネジャーや地域での学習の機会に、サービスの普及・啓発に努めます。

日常生活用具給付サービス事業の見込み

(単位：実人数 / 年)

区分／年度	24	25	26
日常生活用具給付サービス	4	4	4

第3節 防災・安全対策の確立

1 救急・防災対策

(1) 緊急通報体制整備事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等に対し、急病時や災害時には消防署に、健康などに関する相談は在宅支援センターに直接連絡が取れる緊急通報装置を貸与又は給付し、在宅で安心安全な生活の継続ができるよう支援を行う事業です。

現 状 ・ 課 題

利用実績は、平成21年度で計画値400台／年に対し309台／年、平成23年度で計画値500台／年に対し319台／年で計画値には達していませんが、利用者は増加傾向となっています。緊急時には、直接消防署などに連絡が入ることから、迅速な対応が可能であり、高齢者が安心して利用できています。

緊急通報体制整備事業の実績

(単位：総設置台数／年)

区分／年度		21	22	23
緊急通報体制整備事業	第4期計画値	400	450	500
	実 績	309	316	319
	対 計 画 比	77.3%	70.2%	63.8%

計 画

高齢化の進行に加えて、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の在宅生活の安全と安心を確保するため、引き続き、利用の促進に努めます。

また、技術革新による新たなサービスの有効性等について、調査・研究を進めます。

緊急通報体制整備事業の見込み

(単位：総設置台数／年)

区分／年度	24	25	26
緊急通報体制整備事業	350	375	400

(2) 災害時要援護高齢者への支援

東日本大震災をはじめ近年の地震、台風、水害等様々な災害時において、自力で迅速な避難ができない在宅のひとり暮らし高齢者など、災害時要援護高齢者への支援体制の構築が課題となっています。

こうした災害時の要援護者支援対策として、自力で避難することが困難で支援を必要とする方々を把握するため、災害時要援護者名簿の作成・整理、活用を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域ぐるみの自助・互助・公助を基本とした助け合いの仕組みづくりを推進しようとするものです。

現状・課題

災害時要援護高齢者者の登録状況については、平成21年度の693人から、平成23年度672人と横ばいで推移しており、登録率の向上が、今後の大きな課題となっています。

災害時要援護高齢者登録の実績

(単位：人)

区分／年度	21	22	23
対象者（完全自立を除く）	973	992	949
登録者数	693	671	672
登録率	71.2%	67.6%	70.8%

計画

事業開始の平成21年度以降の実状を踏まえ、防災担当所管等関係機関や民生委員・児童委員協議会との連携のもと、登録率の向上と、支援者の確保に向けて取り組みます。

また、要援護者台帳のシステム化により、登録情報の共有化や活用の拡充等を進め、総合的な支援体制づくりを進めます。

災害時要援護高齢者登録の見込み

区分／年度	24	25	26
災害時要援護高齢者登録率	75.0%	80.0%	85.0%

2 交通安全対策

加齢とともに現れる身体機能の低下や空間認識とのギャップにより事故に遭いやすく、また、一旦事故に遭えば身体に大きな影響を受ける可能性の高い高齢者にとって、安全性の確保や事故防止等に向けた交通安全対策は重要です。

高齢化の進行およびひとり暮らしや高齢者世帯の増加と相まって、高齢者ドライバーも増加傾向にあることから、高齢者が当事者（加害者を含む。）となる事故についても、増加が懸念されています。

光警察署や関係機関の協力と連携のもと、高齢者が関与する交通事故の特徴についての分析を行うとともに、交通安全運動や交通安全教室等を利用した交通安全意識の普及啓発活動を推進するとともに、高齢者の運転免許証の自主返納制度の周知に努めます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者の安全を確保するため、効果的な交通安全施設の整備に努めます。

参 考

交通事故死傷者数の推移

（単位：人／年）

区分／年	21	22	23
交 通 事 故 死 傷 者 数	244	242	196
うち 65 歳 以上 高 齢 者 負 傷 者 数	57	56	76
うち 65 歳 以上 高 齢 者 死 者 数	1	3	0

※生活安全課

3 防犯・消費者問題対策

近年、高齢者を狙った消費者トラブルや犯罪の増加及び悪質化が社会問題になっていますが、高齢者の被害者の中には、被害に遭っても相談しない、被害に気付かない方も多いことが指摘されています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中、高齢者を狙った「悪質な訪問販売、電話勧誘販売」や「振り込め詐欺」など高齢者が消費者トラブルに遭うケースが多発しており、こうした高齢者被害の未然防止のため、最新の被害情報の提供や相談窓口の周知、地域での見守り体制の整備等、防犯・消費者問題対策を講じることが必要です。

このため、光警察署を中心に、自治会や民生委員・児童委員協議会などの関係機関との協力のもと、防犯活動の積極的な推進を図るとともに、隣人や金融機関窓口、コンビニなど、地域における高齢者への理解や見守り体制の構築を図ることと併せ、防犯意識の高揚、住民の主体的な参加による地域防犯体制の充実を促進するとともに、消費者問題に関する相談や出前講座による消費者意識の向上に努めます。

参 考

平成 22 年度光市消費生活センター相談受付件数

(単位：件数／年)

区分	男	女	計
光市消費生活センター相談受付件数	133	230	384
うち 60 歳 代	32 (24.1%)	56 (24.3%)	88 (22.9%)
うち 70 歳 以 上	42 (31.6%)	60 (26.1%)	102 (26.6%)

※ () は構成比

※生活安全課

第4節 高齢者の生活環境の整備

1 多様なニーズに対応した居住関係施策の推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、住宅改修等への支援により、快適な生活環境づくりを進めるとともに、住宅施策との連携をはかりながら、居住環境の充実に努めます。

(1) 高齢者居住関係施設

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、入所者の加齢などから介護ニーズが増大しています。介護保険のサービスの利用も可能であり、多様なメニューから適切なサービスを受けることで、自立に向けた支援の機能も併せもった施設として対応しています。

イ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

市内2か所のケアハウスは、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受け、本来の入所対象者である自立者や要支援者に加え中度要介護者の受け入れにも対応しています。

(2) 高齢者の住宅整備及び改修に関する支援

ア 住宅改修等への支援

住宅改修は、個々の利用者の身体的状態や家族支援の状況に合わせ、細かく設定するため、的確な助言が必要となります。このことから、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを窓口として、関連機関との調整を行い、必要に応じて理学療法士や保健師、ケアマネジャー、建築技術職員などと連携を図り、総合的に助言を進めます。

イ 高齢者対応の公営住宅の整備

高齢者が居住する住まいにおいて、バリアフリー対応が整った住宅の割合は、依然低

く、特に借家でバリアフリー対応が整った住宅が立ち遅れている状況となっています。

本市では、高齢化の進行に伴い半数近くの世帯に65歳以上の高齢者がおり、高齢者単身世帯は約24％、高齢者夫婦世帯（ともに65歳以上の2人世帯）は8％、その他高齢者のいる世帯は約13％という状況です。

こうした中、市営住宅においては、平成23年度策定の光市営住宅等長寿命化計画の中で、高齢者等が加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも、そのまま安心して住み続けることができるよう、「段差の解消」「手すりの設置」「廊下幅員の確保」

「高齢者対応建具の設置」等日常生活の安全性を確保するため福祉対応型改善の実施について検討することとしています。

参 考

高齢者の有無別世帯割合

高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	その他高齢者のいる世帯	高齢者のいない世帯
23.9％	8.0％	12.7％	55.4％

※建築住宅課

2 生活環境の整備

本格的な超高齢社会の到来に向けて、高齢者や障害者をはじめ、全ての人々が、安全かつ快適に生活し、自由に外出できるよう生活環境の整備を促進します。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もがともに生活できる地域づくりを目標に、建物、道路、公園など公共施設についてユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を進めます。また、多くの市民が集まる民間の施設に関しても、人にやさしいまちづくりとしてユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

(2) 公園整備と緑化の推進

都市空間を形成している公園や緑地は、暮らしに潤いと安らぎを与えるオープンスペースであるとともに、スポーツ・レクリエーションの場や、市民の交流の場あるいは災害時の避難場所になるなど様々な役割があります。高齢者が多様な趣味活動や世代間の交流を進め、いきいきとした高齢期を過ごすためにも重要な役割を果たしています。

公園や緑地の整備にあたっては、高齢者の憩いと安心の確保も含め、人にやさしく快適で潤いのある生活環境の創出に努めます。

(3) 市民・事業者の協力

高齢者の主体的な社会参加を促進するためには、公共施設のみならず病院や商店など多くの人がともに利用する施設についても、利用しやすい環境を創出することが求められます。事業者や市民の理解と協力のもと、高齢者に配慮した整備を促進することにより、人にやさしいまちづくりを推進します。

第5節 生涯現役社会づくりの推進

1 高齢者の社会参加と就労促進

(1) 高齢者の社会参加の促進

超高齢化の到来に備えて、高齢者の豊かな経験と知識、技術を活かし、高齢者自身が、身近な地域に関心を高め、地域を支える担い手として、主体的に取り組みができるよう、活動の場・機会の提供・人材育成・情報の提供等による社会参加の促進、充実を図ります。

特に、団塊の世代に代表される新たな高齢者について、地域活動や老人クラブ活動の担い手として、各種活動への積極的な参画を促進します。

ア 老人クラブ活動の支援

地域を基盤とした高齢者の自主的団体としての老人クラブ活動(自主的な健康づくり・高齢者の相互支え合い・社会奉仕)を行い、各地域間また世代間との交流を深め、地域に根ざした活動を行っています。

また、老人クラブの活動は、地域における現実の課題に則した様々な問題に対応したものであり、特に地域の見守り活動への展開は、地域の担い手として重要な役割を担っています。

団塊の世代が高齢期を迎えるなか、組織・団体活動に関心を示さない高齢者が増加傾向にあり、本市においても、高齢化の進行に対し、会員数の減少が顕著に見られ、平成21年度の4,203名から平成23年度には3,816名と119名減少という状況にあることから、加入促進及び組織の活性化に向けた対応が、急務となっています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症への理解や見守り等高齢者問題への地域関係者と連携した社会活動への支援を継続するとともに、老人クラブへの加入促進への支援を行います。

参 考

老人クラブ団体運営状況

区分／年度	21	22	23
会員数 (単位クラブ数)	4,203 名 (72 クラブ)	3,935 名 (69 クラブ)	3,816 名 (68 クラブ)

イ 高齢者によるボランティア活動の支援

ボランティア活動等社会的な活動は、目的や活動内容が明確であるため、人づきあいが得意でない高齢者でも気軽に参加できる活動であり、高齢者の孤立化防止においても有効的といえます。

日常生活圏域ニーズ調査において、約 11.6 %の人が「ボランティアに参加している」と回答しています。

また、光市ボランティアセンターへの個人登録者数の9割近くは65歳以上の高齢者という状況です。

高齢化の進行に伴い、元気な高齢者が、地域社会の担い手として高齢者自らが地域のボランティア活動に積極的に参加してもらうためには、参加したい活動に出会うことができるよう、ボランティア活動のコーディネート機能の強化を図るとともに、情報提供、誘いかけなど活動参加への結び付けを行い、一層の参加促進および地域活動・ボランティア活動への支援を行います。

参 考

ボランティアの登録件数

区分	登録数
団体登録（会員数）	38 団体（932 人）
個人登録	123 人（うち 65 歳以上 108 人）
合 計（人）	1,055 人

※団体は、光市ボランティア連絡協議会加入団体数、個人登録者は、光市ボランティアセンター登録者数

(2) 高齢者の就労促進

ア シルバー人材センター・起業活動の支援

シルバー人材センター会員数や就業率は横ばい傾向を示していますが、高齢期における就業・社会参加ニーズの多様化が見込まれる中で、地域における高齢者の雇用・就業機会の確保が求められており、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要となっています。

少子高齢化の進行により、福祉・家事援助サービスなどの分野で、高齢者の多様な就業のニーズが見込まれることから、これらの分野の需要の開拓や会員の増強に向けた取り組みを支援します。

また、地域で起業を目指す市民（高齢者含む。）に対して、起業活動に活用できる各種支援策や情報提供、融資制度の相談等支援の推進を図ります。

参 考

シルバー人材センターの状況

(単位：人)

区分／年度	21	22
会 員 数	739	747
就 業 実 人 員	587	603
延 人 員	53,539	52,951
就 業 率	79.4 %	80.7 %

※商工観光課

イ 農業の振興

本市の農業従事者の多くは高齢者です。高齢になっても生きがいを持ち続けながら、農業に従事できるための技術の普及・指導について支援します。

参 考

農業就業状況

(単位：歳)

区分 / 年度	全国			山口県			光市		
	17	22	増減	17	22	増減	17	22	増減
平均年齢	63.2	65.8	2.6	67.1	70.3	3.2	67.0	70.7	3.7

※平成22年度農林業センサス

2 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

(1) 趣味・スポーツ・学習機会の拡大

豊かな経験・知識・技能をもった高齢者の方が、健康で生きがいを持ち、積極的な社会参加や仲間との交流を図ることは、介護予防や認知症予防につながるだけでなく、社会全体の活力を維持するためにも必要なことです。

団塊の世代が高齢期を迎えるなか、高齢者の方が豊かな学習活動に積極的に取り組めるよう、地域性を活かしながら、公民館等の生涯教育や老人クラブ活動等を通じての趣味や教養講座の提供・充実を図ります。

(2) 世代間交流の推進

高齢者と若者との交流・支え合いは、若者が高齢者になった将来の社会・地域の在り方を考えるきっかけづくりとなり、高齢者と多世代間の連帯を深め、希薄化している地域の絆を再構築する観点からも、大変重要となっています。

子どもとのふれあい交流の推進として、地域の保育所や幼稚園、小中学校との交流を通して地域で、子育て、子どもの見守りなどを行う事業を支援します。

また、学校の授業や課外活動などで、教育の支援や地域の文化伝統の継承などの活動を推進し、高齢者自身も学習の機会を持てるシステムの検討をします。

（３）憩いの家の活用の促進

憩いの家は、高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点として、また趣味、教養、レクリエーション活動を通じ地域における高齢者相互の親睦を図る場、憩いの場として、市内13か所に設置し、有効に活用されています。

高齢化の進行に伴い、今後、高齢者の多様なニーズに合った活動のための機会や場として、更なる活用促進を図ります。

参 考

憩いの家利用状況

（単位：人）

区分／年度	21	22
西部憩いの家	30,654	28,265
東部憩いの家	7,437	4,849
上記以外の憩いの家（11箇所）	2,086	2,097

※社会福祉課

(4) ことぶき教室

趣味や教養の向上のための学習機会を提供することにより、社会情勢の変化に適合することを目指した生きがい活動の一部として実施しています。また世代間の交流も図り、地域の伝統等を継承していく機会としても重要な事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値150回／年に対し259回／年、平成23年度では計画値150回／年に対し200回／年と計画値を大幅に上回っています。ことぶき教室の学習活動のテーマは健康に関することや年金、介護保険、医療制度など身近な暮らしに関することをはじめ、郷土史や環境問題など幅広く、専門家を招いての講演会や研修会の開催も行っています。

ことぶき教室の実績

(単位：延回数／年)

区分／年度		21	22	23
こ と ぶ き 教 室	第4期計画値	150	150	150
	実 績	259	203	200
	対 計 画 比	172.7%	135.3%	133.3%

計 画

高齢者の生涯学習をはじめとした、社会参加や生きがいづくりに係る事業の活用を図りながら、「団塊の世代」等の参加を促進することにより、高齢者の多様な社会参加を支援します。

ことぶき教室の見込み

(単位：延回数／年)

区分／年度		24	25	26
こ と ぶ き 教 室		200	200	200

第6節 地域における高齢者の支援体制の充実

1 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、市内4か所に設置している在宅介護支援センターを活用し、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談に包括的に対応可能な、いわゆるワンストップ相談窓口としての体制を構築します。

また、消費生活センターや社会福祉協議会等との連携により、高齢者を総合的に支える総合支援体制を構築します。

区 分		相談窓口	相談受付体制
市民生活相談	なんでも相談	社会福祉協議会 (ボランティア)	窓口、電話、FAX等により福祉、介護機器、心配ごと等、市社協職員がいつでも相談に応じる。 独居高齢者を中心に、誕生祝の電話コールを通し、見守り、安否確認をするとともに相談窓口の紹介をする。
	心配ごと相談	社会福祉協議会	日常生活上生じる心配ごとの相談に民生委員・児童委員が応じる。
	市民相談	市役所 (光市消費生活センター)	市政に対する市民の様々な声(要望や苦情等)や日常生活で生じる様々な問題(消費生活等)について、相談に応じる。
専門相談	総合福祉相談	総合福祉センターあいぱーく光 ○高齢者支援課 ○健康増進課 ○ボランティアセンター	保健師・看護師・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・臨床心理士等の有資格者が、それぞれの問題について随時相談に応じる。
	健康相談		保健師・管理栄養士・歯科衛生士等により検査・相談指導を行う。
	人権相談	市役所(人権推進課)	月3回人権擁護員2名により人権に関する相談を行う。
	地域福祉権利擁護事業	光市社会福祉協議会	認知症高齢者など判断力が十分でない、不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、必要な手続き等の支援を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度と連携を図る。
	生涯現役相談	光市社会福祉協議会	概ね60歳以上を対象に、能力の開発や向上を図るため、各種の相談に応じるとともに、各人に応じた就労機会の確保及び積極的な参加が可能になるよう情報の提供を行う。
	無料法律相談	市役所(生活安全課) 光市社会福祉協議会	市役所において年4回、社会福祉協議会において年2回実施する。 相続・不動産・損害賠償・債権債務・労働関係・財産権・渉外・貸借・訴訟などの法律上の問題に関する相談に弁護士が応じる。

2 市民相互で支え合う地域福祉の推進

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して、その人らしい暮らしを継続していくためには、高齢者サービスに加えて、地域生活を支援する相互の助け合いが不可欠となっています。

こうした中、本市では、平成23年度に共同で策定した「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、行政と社会福祉協議会が適切な役割分担と連携を進めるとともに、各地域の自治組織や民生委員・児童委員協議会、さらには老人クラブや各種ボランティアなどと連携のもと、地域福祉活動のより効果的な展開を図ります。

（１）社会福祉協議会との連携・協働

「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、地区社会福祉協議会活動のさらなる活性化を図るとともに、地域福祉活動やボランティア活動への支援を行い、住民の主体的な地域福祉活動への支援を展開します。

また、福祉サービスの展開や訪問介護事業、権利擁護事業について、地域のネットワークを活用し、より住民ニーズに沿った事業展開が可能なよう、その活動を支援します。

（２）民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員協議会では、6地区で122名の委員により、市民の多様な相談や保健福祉サービスに関する取りまとめなど、行政や関係機関と市民とのパイプ役として重要な役割を果たしています。特に、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者世帯については、個々の家庭の状況把握から相談・支援に至るまで、高齢者の在宅生活を支える核として、様々な活動が展開されています。

今後も、民生委員・児童委員活動の充実に向け、各地区で開催される民生委員・児童委員協議会に行政や社会福祉協議会職員などが積極的に参加し、相互連携の強化と活動への支援を行います。

（３）要援護高齢者家族会等への支援

要援護高齢者の家族会は、定期的に自主的な会合を開き、介護に関する情報交換等により、お互いが励まし合いながら相互の親睦を深めており、家族介護者の精神的な負担軽減にも大きく寄与しています。

家族会に関する情報の収集や介護に関する情報提供を通して家族会への支援を展開します。また、家族会としての経験を活かした活動を社会に還元できるよう支援を行うとともに、認知症対策などへの提言を受けることにより、より効果的な事業の展開に活かしていきます。

（４）ボランティア・NPO 活動の促進

高齢者の地域におけるニーズに対応し、地域生活を支援していくためには、ボランティアやNPOの果たす役割は大きく、特に、団塊世代に象徴される元気な高齢者は、地域福祉の担い手として大きく期待されており、地域福祉活動や老人クラブ活動への主体的な参加を促進します。

また、地域福祉やボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターを中心として、地域福祉団体や地域組織等とも連携し、活動に向けた研修や情報提供を行うとともに、ボランティアへの参加者と支援を要する人とも調整を図るコーディネート機能の充実により、ボランティアの継続的な活動を支援します。

3 離島における支援施策の展開

市内唯一の離島である牛島は、平成24年1月末現在で、世帯数45世帯、人口67人で、高齢者数は53人、高齢化率79.1%となっており、離島という生活条件に加え、高齢化の進行が大きな課題となっていることから、関係機関との連携のもと支援施策を展開します。

(1) 牛島への介護サービス提供に係る交通費等の助成

他の地域と同等な介護保険サービスが提供できるよう、関係事業所等の協力のもと、訪問サービスを中心として、サービス提供に係る交通費等を助成することにより、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 牛島診療所の医療機能の確保

離島における生活の安心と健康の維持に向け、牛島診療所は重要な役割を果たしており、引き続き、牛島診療所の医療機能を確保するため、医療スタッフの継続的確保に努めます。

(3) 救急搬送体制の確保

緊急時の救急搬送体制を守るため、関係機関等との連携と協力のもと、高齢者の容態に即して、渡航船や漁船を活用するとともに、ドクターヘリ等も含めた搬送体制を確保に努めます。

4 高齢者等への支援とケア体制確立の推進

(1) 権利擁護の視点に立った支援体制の確立

高齢化の進行や家庭環境の変化など高齢者の福祉を取巻く環境が大きく変化するなか、認知症高齢者の増加ともあいまって、高齢者の権利擁護への取組みが求められています。特に、認知症高齢者などは、判断力が十分でないことから必要なサービスが利用できない、身の回りのことができない、金銭管理に不安がある、虐待や詐欺の被害に遭うといった問題を抱え、それに対応する支援体制が求められています。

このため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の啓発、高齢者を地域で見守るための

ネットワークの構築など、社会福祉協議会等との連携のもと、権利擁護の視点にたった支援体制の確立を推進します。

併せて、市民後見人の育成等、支援者の拡充に向け、県等と連携して取組みを進めます。

(2) 高齢者のひとり世帯等へのケアと絆意識の醸成

ひとり暮らし高齢者等の増加、また家族や地域コミュニティの絆が弱まる中、孤立死の増加が大きな社会問題としてクローズアップされており、日常的に家族や近隣住民等による地域での見守りネットワーク機能の充実が求められています。

このため、地域住民はもとより、民生委員・児童委員、自治会、行政、医療、福祉、介護関係者など、それぞれの役割や協働、多様かつ重層的活動支援により、高齢者を支える予防的な地域コミュニティケアの構築、推進に努めます。

また、こうした地域コミュニティの育成、活性化に加えて、個々の高齢者の皆さん自身が、常日頃より、地域や近所との繋がりを持つことが大切であることから、お互いの絆を深めるための、主体的な取組みを促進します。